宇治市開浄水場の休止問題

答弁書で市謝罪　全員原告と認める

市議会建水委　仮処分後の方針明かさず

宇治市の開浄水場休止問題をめぐり、市は6日、市議会建設水道常任委員会（池内光宏委員長）で、京都地裁に提出した答弁書で府営水使用者とみなして原告団から除かれていた住民が、その後の調査で同浄水場から供給を受けていたことを明らかにし、仮処分後の方針に関しては明言を避けた。委員からは、提訴時に切り替え工事に踏切ようとした市への非難や、住民と再度話し合いを」との強い要望もあったが、市は受け入れる姿勢をみせず、議論は平行線をたどった。

住民らが市を相手取り、開浄水場の休止差止めを求めた仮処分申し立ての審理が先月31日から京都地裁で始まったことに関連し、委員会では市が提出した答弁書（写しの郵送）が行われた。

西川博司委員（民主）は、今後の仮処分後の見通しを問うとともに、「（答弁書の）連絡者で1人の名前が挙がれているが、開の水を飲んでいないということなのか」と鋭く追及。前野次長は「水質検査で再確認した結果、同浄水場から供給を受けていたことが判明した」と答え、桑田水道事業管理者は「宅建で替えの際に府営水から取られていたと聞いた」と話した。

一方、中路利夫委員（共産）は「これまでの話し合いは無理」と住民

[illegible]

月16日に提訴されていたにもかかわらず、なぜ切り替え工事を強行しようとしたのかと質問。小西水道部長は「昨年12月19日の説明会で、年内にも説明したいと言ったところ、地元からは無理との返答があり、話し合いを長引かせる口実と思った。1月18日に示された時点では市と立会で話をもらっておらず、[illegible]」と答えた。

また、中路委員が「市の方から一方的に打ち切るのはおかしい。もう一度、住民と話し合う機会を」と再度注文すると、桑田管理者は「8回の説明会で理解が得られなかったのは力不足だったが、これ以上説明しても進展はない」との判断もある。「この水しか飲まない」と言われると、料金面の問題など水道事業の経営が維持できない。水道部の責務は「早期に切り替え工事を行うこと」と説明し、従来の姿勢を崩さなかった。

[illegible]は「安全にれかされた地下水を飲み続けたいと言ったら、おかしいことになるのか。今は開だけでなく、これからの水道・市政運営に大きな問題が残っている」と切り出し、桑田管理者は「井戸の掘削や更新費用など、市民全体が負担することになる。1円でも安く、水道を提供するのが私たちの義務。提訴になったことに対して私たちの力不足は認めるが、何かをするときに全住民の合意がないといけない」という[illegible]は、[illegible]理解してもらいたい」とした。

打ち切り通告に文書で反論

開地区自治連合会など

一方、開地区自治会連合会（後正和寛会長）らは同日、「再び一方的な、話し合い打ち切り通告への反論」と題してこの間の経過、昨年12月28日付けの公文書「開浄水場休止の話し合いについて」で記載されていた内容の一部について「事実に基づかない市水道部の主張」としてまとめた文書を、報道陣に配布した。

住民たちの文書では、通告文書で「これまで8回に及ぶ地元説明会で、休止問題を説明しようとしても全く理解しようとしないばかりか…」などの趣旨が記載されていたことに対し、「説明会のたびに反論に窮し、その場逃れに終始。内容が変わることの繰り返しだった」などと市に反論。水質悪化や環境省の指導があったなど事実に反する説明や議会での議論内容と違う説明、住民の声を全く聞こうとしない水道管理者の姿勢に住民の不信感が強まったなどと非難し、一部住民のみえだけで3[illegible]人が原告団に名前を連ねたわけではない」と強い決意を示した。